

第82回

定時株主総会招集ご通知

※昨年より開催場所を変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

日時

2018年6月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）

場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の配当の件	3
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	4
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	10
(添付書類)	
事業報告	16
1. 企業集団の現況に関する事項	16
2. 株式に関する事項	25
3. 会社役員に関する事項	26
4. 会計監査人に関する事項	30
5. 会社の業務の適正を確保するための体制	31
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
貸借対照表	39
損益計算書	40
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	41
会計監査人の会計監査報告	42
監査等委員会の監査報告	43
* インターネットによる議決権行使のご案内	45

株主各位

〒617-8555
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

株式会社 村田製作所

代表取締役会長兼社長 村田 恒夫

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（3ページ～15ページ）をご検討いただき、2018年6月27日（水曜日）午後5時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2018年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時予定） |
| 2. 場 所 | 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」 |

※昨年より開催場所を変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

- 報告事項
- 第82期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第82期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

【議決権行使についてのご案内】

1. 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

2. 書面（議決権行使書）の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3. インターネット等による議決権行使

1) インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（45ページ）を必ずご確認ください。

2) 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

4. 議決権を複数回行使された場合のお取扱い

1) 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、需給環境の変化が激しく、技術革新のスピードが速い電子部品業界に属しております。環境の変化に機敏に対応し持続的な利益成長を達成するとともに、厳しい事業環境下においても経営の安定を維持するために、自己資本の充実に努めます。

当社は、株主の皆様への利益還元策としては、配当による成果の配分を優先的に考えております。長期的な企業価値の拡大と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針とし、配当性向は中期的に30%程度の実現を目指します。

この方針に基づき、連結ベースでの業績と内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は1株につき130円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当金130円を含めた当期の年間配当金は、前期に比べ40円増配の1株につき260円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金130円 総額27,722,636,890円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月29日

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

現在の監査等委員でない取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては15ページをご参照ください。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	むら 村 た 田 つね 恒 お 夫	代表取締役 取締役会長兼社長
2	ふじ 藤 た 田 よし 能 たか 孝	取締役副会長
3	いの 井 うえ 上 とおる 亨	代表取締役 専務執行役員 コンポーネント事業本部 本部長
4	なか 中 じま 島 のり 規 お 巨	代表取締役 専務執行役員 モジュール事業本部 本部長
5	いわ 岩 つば 坪 ひろし 浩	取締役 常務執行役員 技術・事業開発本部 本部長
6	たけ 竹 むら 村 よし 善 と 人	取締役 常務執行役員 企画管理本部 本部長
7	よし 吉 はら 原 ひろ 寛 あき 章	取締役 監査等委員 (社外) (独立) ※
8	しげ 重 まつ 松 たかし 崇	取締役 (社外) (独立)

※吉原寛章氏は、現在当社の「監査等委員である取締役」ですが、新たに「監査等委員でない取締役」の候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>むら た つね お 村 田 恒 夫 (1951年8月13日)</p> 	<p>1974年3月 当社入社 1989年6月 当社取締役 1991年6月 当社常務取締役 1995年6月 当社専務取締役 2003年6月 当社代表取締役副社長 2007年6月 当社代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人村田学術振興財団 理事長</p>	1,540,160株
<p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり国内・海外の事業部門や営業部門などの運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2007年から当社取締役社長として経営を担ってきました。引き続き経営手腕を発揮し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>ふじ た よし たか 藤 田 能 孝 (1952年1月27日)</p> 	<p>1975年4月 当社入社 1998年6月 当社取締役 2000年6月 当社執行役員 2003年6月 当社上席常務執行役員 2005年6月 当社専務執行役員 2008年6月 当社代表取締役副社長 2017年6月 当社取締役副会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) Murata (China) Investment Co., Ltd. 董事長</p>	2,640株
<p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2017年から当社取締役副会長として経営を担ってきました。引き続き取締役会の意思決定機能と監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">いの うえ とおる 井 上 亨 (1956年5月30日)</p> 	<p>1980年4月 当社入社 2008年3月 当社企画部 部長 2009年7月 当社執行役員 当社経理・企画グループ 統括部長 2013年7月 当社常務執行役員 当社コンポーネント事業本部 本部長 (現任) 2015年6月 当社取締役 2017年6月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社福井村田製作所 代表取締役社長 株式会社出雲村田製作所 代表取締役社長 株式会社富山村田製作所 代表取締役社長</p> <p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり事業運営や企画、経理の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	2,795株
4	<p style="text-align: center;">なか じま のり お 中 島 規 巨 (1961年9月21日)</p> 	<p>1985年4月 当社入社 2006年7月 当社モジュール事業本部 通信モジュール商品事業部 事業部長 2010年7月 当社執行役員 2012年6月 当社モジュール事業本部 本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2015年7月 当社通信・センサ事業本部 本部長 当社エネルギー事業統括部 統括部長 2017年4月 当社モジュール事業本部 本部長 (現任) 2017年6月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社金沢村田製作所 代表取締役社長 株式会社岡山村田製作所 代表取締役社長 株式会社東北村田製作所 代表取締役社長</p> <p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業運営の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	1,595株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p data-bbox="341 269 544 341">いわ つば ひろし 岩 坪 浩 (1962年8月11日)</p> 	<p data-bbox="576 187 1082 439">1985年4月 当社入社 2005年2月 当社企画部 部長 2008年3月 当社デバイス事業本部 センサ事業部 事業部長 2011年7月 当社執行役員 2012年6月 当社営業本部 本部長 2013年7月 当社上席執行役員 2015年6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2015年7月 当社技術・事業開発本部 本部長（現任）</p>	2,490株
<p data-bbox="341 641 1353 752">【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業運営、企画、営業の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
6	<p data-bbox="341 869 544 941">たけ むら よし と 竹 村 善 人 (1957年1月23日)</p> 	<p data-bbox="576 787 1176 1040">1981年4月 当社入社 2003年6月 当社財務部 部長 2009年7月 Murata (China) Investment Co., Ltd. 総裁 2012年7月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役（現任） 当社経理・財務・企画グループ 統括部長 2015年6月 当社上席執行役員 2017年6月 当社常務執行役員（現任） 2017年7月 当社企画管理本部 本部長（現任）</p>	890株
<p data-bbox="341 1245 1353 1357">【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務、企画の業務や、米国、中華圏での事業経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p>よし はら ひろ あき 吉 原 寛 章 (1957年2月9日)</p> 	<p>1978年11月 ピートマーウィックミッチェル会計事務所入所 1996年7月 KPMG LLP パシフィックリム関連事業部門 マネージングパートナー 1997年10月 同社取締役 2003年10月 KPMG インターナショナル副会長兼 グローバルマネージングパートナー 2008年6月 当社社外取締役 2014年6月 株式会社日立製作所 社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役 監査等委員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社日立製作所 社外取締役</p>	—
<p>【候補者とした理由】 国際的なコンサルティングファームにおける経営者及びコンサルタントとして、グローバル企業を対象に豊富な経営課題解決の経験と会計に関する専門的な知見を有し、2008年より当社社外取締役、2016年より当社社外取締役監査等委員として、当該経験と知見を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。独立した立場から取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<p style="text-align: center;">しげ まつ たかし 重 松 崇 (1949年11月3日)</p> 	<p>1975年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社 2004年6月 同社 常務役員 2005年6月 富士通テン株式会社（現 株式会社デンソーテン）社外取締役 2009年6月 同社 代表取締役副社長 2010年6月 同社 代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任） バンドー化学株式会社 社外取締役 2016年6月 同社 社外取締役 監査等委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社デンソーテン 代表取締役会長 バンドー化学株式会社 社外取締役 監査等委員</p>	—
<p>【候補者とした理由】 製造業、特に自動車業界における経営者としての豊富な経験と知見を有し、2015年より当社社外取締役として当該経験と知見を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。引き続き独立した立場から取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 監査等委員でない取締役候補者と当社との利害関係は次のとおりであります。
- (1) 村田恒夫氏は、当社が寄付を行っている公益財団法人村田学術振興財団の理事長に2010年12月1日より就任しております。
 - (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉原寛章氏及び重松 崇氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性基準を満たしております。独立性基準につきましては、15ページをご参照ください。
- (1) 重松 崇氏が代表取締役会長を務める株式会社デンソーテンと当社グループの間には製品の販売・購入等の取引関係がありますが、取引の規模は、当社の当事業年度における連結売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
 - (2) 当社は吉原寛章氏及び重松 崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 - (3) 吉原寛章氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。また、重松 崇氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、吉原寛章氏及び重松 崇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	お ざわ よし ろう 小 澤 芳 郎	企画管理本部 人事グループ 統括部長 新任
2	うえ の ひろし 上 野 宏	取締役 監査等委員 社外 独立
3	かん ばやし ひよ お 神 林 比洋雄	社外 独立 新任
4	やす だ ゆう こ 安 田 結 子	社外 独立 新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>お ざわ よし ろう 小 澤 芳 郎 (1962年4月16日) 【新任】</p> 	<p>1985年4月 当社入社 2009年3月 当社経理部 部長 2013年7月 当社管理グループ人事部 部長 2017年7月 当社企画管理本部 人事グループ 統括部長 (現任)</p>	1,099株
<p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり国内外において経理・財務、人事部門の業務に携わり、同分野での豊富な経験と知見を有しております。取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>うえ の ひろし 上 野 宏 (1951年11月13日)</p> 	<p>1974年4月 大蔵省入省 1979年7月 山梨税務署長 1991年5月 在連合王国日本国大使館参事官 1994年8月 東京都企画審議室特命部長 1997年7月 内閣官房内閣審議官 (内閣内政審議室) 2000年6月 福岡国税局長 2001年7月 公正取引委員会事務総局官房審議官 (国際担当) 2003年7月 大阪国税局長 2004年7月 国土交通省政策統括官 2005年10月 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 理事 2008年7月 一般社団法人信託協会 専務理事 2014年7月 三井住友海上火災保険株式会社 顧問 2016年6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任)</p>	—
<p>【候補者とした理由】 税務・金融並びに独占禁止法の運用などの行政分野における豊富な経験と知見を有し、2016年より当社社外取締役監査等委員として、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。また、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、引き続き独立した立場から取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>かん ばやし ひ よ お 神 林 比洋雄 (1951年10月15日) 【新任】</p> 	<p>1976年11月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 1991年 7月 アンダーセン ワールドワイドパートナー 1993年 7月 朝日監査法人 代表社員 2001年 9月 アンダーセン ワールドワイドオーガニゼーション ボードメンバー 2003年 1月 株式会社プロティビティジャパン 代表取締役社長 2004年 4月 多摩大学大学院 客員教授 2005年 5月 株式会社ロバートハーフジャパン 代表取締役 2010年 4月 青山学院大学専門職大学院 客員教授 2011年 1月 プロティビティ合同会社 最高経営責任者兼社長 2016年 1月 同社会長兼シニアマネージングディレクター (現任) 2016年10月 日本内部統制研究学会 会長 (現任) 2017年 6月 双日株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) プロティビティ合同会社 会長兼シニアマネージングディレクター 日本内部統制研究学会 会長 双日株式会社 社外監査役</p>	—
<p>【候補者とした理由】 公認会計士及び経営者として長年にわたり会計監査、内部統制アドバイザー、リスクマネジメント、ガバナンス高度化業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野における豊富な経験と知見を有しております。独立した立場から取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>やす だ ゆう こ 安 田 結 子 (1961年9月16日) 【新任】</p> 	<p>1985年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社 入社 1991年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社 1993年9月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク 入社 1996年6月 同社マネージング・ディレクター (現任) 2003年4月 同社日本支社代表 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク エグゼクティブ・コミッティーメンバー 2010年4月 公益社団法人 経済同友会 幹事 2013年4月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク エグゼクティブ・コミッティーメンバー 2015年6月 S C S K株式会社 社外取締役 2016年6月 同社 社外取締役監査等委員 (現任) 2017年3月 昭和シェル石油株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク マネージング・ディレクター S C S K株式会社 社外取締役監査等委員 (※2018年6月退任予定) 昭和シェル石油株式会社 社外取締役</p>	—
<p>【候補者とした理由】 企業幹部候補者サーチ企業の日本代表者として、長年にわたりCEO等の紹介・アセスメント・育成や取締役会実効性評価等に従事し、エグゼクティブ人材評価や育成及びコーポレート・ガバナンスに関する分野での豊富な経験と知見を有しております。独立した立場から取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上野 宏氏、神林比洋雄氏及び安田結子氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性基準を満たしております。独立性基準につきましては、15ページをご参照ください。
- (1) 当社は、神林比洋雄氏が会長兼シニアマネージングディレクターを務めるプロティビティ合同会社に、コンサルティング業務を委託しておりますが、取引の規模は、同社の各事業年度における売上高の1%未満の取引であり、同氏の社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、安田結子氏がマネージング・ディレクターを務めるラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インクと当社グループとの間には、取引関係はありません。
- (2) 当社は上野 宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、神林比洋雄氏及び安田結子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認可決されることを前提として、当社は両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (3) 上野 宏氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
3. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約については次のとおりであります。
- (1) 当社は、上野 宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - (2) 当社は、小澤芳郎氏、神林比洋雄氏及び安田結子氏の選任が承認可決された場合、各氏との間で(1)と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員の独立性を判断する基準の要旨は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社の現在の子会社又は過去3年以内に子会社であった会社において、業務執行者でないこと。
2. 当社の現在の主要株主又はその業務執行者でないこと。
3. 当社及び当社の現在の子会社において、現在の重要な取引先又は過去3年以内に重要な取引先であった会社等の業務執行者でないこと。
4. 当社及び当社の現在の子会社から、過去3年以内に年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者でないこと。
5. 当社及び当社の現在の子会社から、取締役又は監査役、執行役員を受け入れている会社又はその子会社、又は過去3年以内に受け入れていた会社又はその子会社の業務執行者でないこと。
6. 当社とコンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係になく、又は過去に取引関係になかったこと。
7. 当社の監査法人の業務執行者でないこと。
8. 当社及び当社の現在の子会社において、取締役・監査役・執行役員の配偶者又は二親等以内の親族でないこと。
9. 当社の一般株主全体との間で上記1から8までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、指名・報酬の各諮問委員会での議論の確認を含めて検討を行いました。各候補者に関しては、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、報酬等の内容は妥当と判断します。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2017年4月1日
至 2018年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 主要な事業内容

当社グループは、主としてセラミックスを素材としてコンポーネント（コンデンサ・圧電製品など）、モジュール（通信モジュール・電源など）の電子部品並びにその関連製品を製造販売している電子部品メーカーで、無機・有機化学材料からセラミックス、電子部品に至るまで垂直統合型の技術開発と一貫生産を行っております。独自に開発、蓄積している材料開発、プロセス開発、商品設計、生産技術、それらをサポートするソフトウェアや分析・評価などの技術基盤で独創的な製品を創出し、A V機器、通信機器、コンピュータ及び関連機器、カーエレクトロニクス、家庭用電気機器等のさまざまな電子機器向けに販売しております。

2) 事業の経過及びその成果

①事業概況

当期の世界経済情勢は、保護主義的な政策の台頭が懸念されるものの、米国では雇用拡大や個人所得の改善に加え、設備投資にも持ち直しの動きが見られるなど、景気の回復基調が続いています。欧州では雇用環境の改善を受けた個人消費の好調さを背景に、安定した経済成長が継続したほか、中国は輸出の増加により景気が底堅く推移するなど、総じて緩やかな回復を示しました。

当社グループが属するエレクトロニクス市場は、スマートフォン向けが中国市場で出荷台数が減少しているものの上位機種を中心に高機能化による1台当たりの部品数の増加が堅調に推移しています。さらにカーエレクトロニクス向けで自動車の環境対応や安全性の向上により、電装品の搭載数が飛躍的に増加し、部品需要が大幅に拡大しました。

このように当社グループは伸びる市場に注力し、当期の売上高は、2017年9月1日にソニー株式会社から取得が完了したりチウムイオン二次電池事業が加わったことや、為替変動（前期比2円44銭の円安）の影響もあり、前期比20.8%増の1,371,842百万円となりました。

利益につきましては、原価低減の取り組みと新製品の継続的な投入を推し進めましたが、技術難度の高い新製品の立ち上げの遅れに伴う製造費用の増加や、新製品の生産拡大に係る建物及び生産設備を中心とした減価償却費や、投資関連費用の増加などの減益要因により、営業利益は前期比19.4%減の162,146百万円、税引前当期純利益は同16.3%減の167,801百万円、当社株主に帰属する当期純利益は同6.4%減の146,086百万円となりました。

②製品別の売上高概況

当期の製品別の売上高を前期と比較した概況は、以下のとおりです。

(製品別の受注及び売上の状況)

製品等	期間	第82期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)			
	受注高	売上高			
	金額	金額	構成比	前期比	
	百万円	百万円	%	%	
コンデンサ	535,859	449,801	32.9	121.7	
圧電製品	153,153	152,016	11.1	89.4	
その他コンポーネント	336,076	322,332	23.6	145.0	
コンポーネント計	1,025,088	924,149	67.6	121.3	
通信モジュール	390,748	395,003	28.9	121.3	
電源他モジュール	50,830	48,851	3.5	108.3	
モジュール計	441,578	443,854	32.4	119.7	
合計	1,466,666	1,368,003	100.0	120.8	

<コンポーネント>

当期のコンポーネントの売上高は、前期に比べ21.3%増の924,149百万円となりました。

[コンデンサ]

この区分には、積層セラミックコンデンサなどが含まれます。

当期は、主力の積層セラミックコンデンサについて、通信機器向けがスマートフォンの新モデル向けに新製品が大きく増加したほか、カーエレクトロニクス向けが、自動車の電装化の進展で大きく増加するなど、幅広い用途において需要が拡大し、大幅に増加しました。

その結果、コンデンサの売上高は、前期に比べ21.7%増の449,801百万円となりました。

[圧電製品]

この区分には、表面波フィルタ、発振子、圧電センサ、セラミックフィルタなどが含まれません。

当期は、中国スマートフォンの生産台数減少及び製品の価格下落の影響により、表面波フィルタが大きく減少しました。

その結果、圧電製品の売上高は、前期に比べ10.6%減の152,016百万円となりました。

[その他コンポーネント]

この区分には、コイル、EMI除去フィルタ、コネクタ、センサ、サーミスタ、リチウムイオン二次電池などが含まれます。

当期は、カーエレクトロニクス向けでコイルやEMI除去フィルタ、MEMSセンサが伸長したほか、取得が完了したリチウムイオン二次電池が加わったことから、大きく増加しました。

その結果、その他コンポーネントの売上高は、前期に比べ45.0%増の322,332百万円となりました。

<モジュール>

当期のモジュールの売上高は、前期に比べ19.7%増の443,854百万円となりました。

[通信モジュール]

この区分には、近距離無線通信モジュール、多層モジュール、通信機器用モジュール、樹脂多層基板、多層デバイスなどが含まれます。

当期は、多層モジュール、通信機器用モジュールがハイエンドスマートフォン向けで特定顧客向けのシェア減少により振るいませんでしたが、近距離無線通信モジュールがスマートフォン向けやPC向け等で好調だったほか、樹脂多層基板がハイエンドスマートフォンの採用モデルでの員数増加により大きく伸長しました。

その結果、通信モジュールの売上高は、前期に比べ21.3%増の395,003百万円となりました。

[電源他モジュール]

この区分には、電源などが含まれます。

当期は、電源がOA機器向けなどで増加しました。

その結果、電源他モジュールの売上高は、前期に比べ8.3%増の48,851百万円となりました。

3) 対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場は、スマートフォンを中心とする民生用電子機器の高機能化・多機能化による需要拡大に加え、電動化と自動運転化が進む自動車市場で確実な伸びが見込まれます。次の重点市場となりうるアプリケーションとしてエネルギー、ヘルスケア・メディカル分野にも電子部品の需要が着実に広がっていくことが期待されます。また、これらの市場を横断して普及拡大していく I o T のトレンドは需要増加に拍車をかけます。

当社グループは、マーケティング体制を強化して市場動向を見極めながら、設備投資や生産性向上による生産能力の拡充を進め、小型・薄型、高機能かつ高品質な製品を同業他社に先駆けて投入すること、あるいは新たなビジネスモデルや顧客価値を創出することで、拡大する需要を確実に取り込んでまいります。

2017年9月1日にソニー株式会社からの電池事業の譲渡取引を完了しました。ソニー株式会社の高い技術力に加え、村田製作所の顧客基盤とマーケティング力を活用するとともに、積層セラミックコンデンサなどで培った生産技術を導入し、本事業をエネルギー分野の中核事業に育成していきます。

企業の社会的責任への取り組みにつきましては、国連の「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : S D G s)」の17の目標などを踏まえ、E (Environment=環境)、S (Social=社会)、G (Governance=企業統治) の3つの側面に配慮して事業を展開してまいります。

コーポレートガバナンスにつきましては、経営上の最も重要な課題の1つと位置付けており、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、会社が健全に発展・成長していくため、常に最適な経営体制を整備し、機能させるよう取り組んでおります。

4) 設備投資の状況

当社グループは当期に、総額306,608百万円の設備投資を行いました。

主な内容は、当社及び当社子会社における生産設備の増強・合理化等194,101百万円、土地及び建物取得57,638百万円、研究開発用設備の増強15,634百万円であります。

なお、生産能力に著しい影響を及ぼす除却、売却等はありません。

5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	第 79 期 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)		第 80 期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		第 81 期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第 82 期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
	金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比	
売 上 高	1,043,542	1,210,841	116.0	1,135,524	93.8	1,371,842	120.8	
税 引 前 当 期 純 利 益	238,400	279,173	117.1	200,418	71.8	167,801	83.7	
当社株主に 当 期 純 利 益	167,711	203,776	121.5	156,060	76.6	146,086	93.6	
総 資 産	1,431,303	1,517,784	106.0	1,634,999	107.7	1,797,013	109.9	
株 主 資 本	1,123,090	1,229,159	109.4	1,354,819	110.2	1,456,600	107.5	
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	円 銭 792 19	円 銭 962 55	—	円 銭 733 87	—	円 銭 685 86	—	
株 主 資 本 比 率	% 78.5	% 81.0	—	% 82.9	—	% 81.1	—	

(注) 1. 当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、米国の「財務会計基準審議会 (F A S B) 会計基準書 (A S C) 260 (1株当たり利益)」に基づき算出しております。

3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	第 79 期 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	第 80 期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第 81 期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第 82 期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)			
	金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比
売 上 高	752,660	889,121	118.1	831,136	93.5	948,594	114.1
経 常 利 益	120,840	95,732	79.2	73,134	76.4	41,193	56.3
当 期 純 利 益	98,694	80,721	81.8	75,754	93.8	48,095	63.5
総 資 産	855,498	840,658	98.3	942,873	112.2	1,015,877	107.7
純 資 産	499,356	533,022	106.7	580,270	108.9	587,945	101.3
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 466 18	円 銭 381 29	—	円 銭 356 23	—	円 銭 225 82	—
自 己 資 本 比 率	% 58.4	% 63.4	—	% 61.5	—	% 57.9	—

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6) 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況

①当社（2018年3月31日現在）

事業所名	所在地
本社	京都府長岡京市
東京支社	東京都渋谷区
八日市事業所	滋賀県東近江市
野洲事業所	滋賀県野洲市
横浜事業所	神奈川県横浜市
長岡事業所	京都府長岡京市

②子会社（2018年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	本所在地
株式会社福井村田製作所	百万円 300	100%	コンポーネントの製造	福井県 越前市
株式会社出雲村田製作所	430	100	コンポーネントの製造	島根県 出雲市
株式会社富山村田製作所	450	100	コンポーネント及びモジュールの製造	富山県 富山市
株式会社小松村田製作所	300	100	モジュールの製造	石川県 小松市
株式会社金沢村田製作所	480	100	コンポーネントの製造	石川県 白山市
株式会社岡山村田製作所	480	100	コンポーネント及びモジュールの製造	岡山県 瀬戸内市
東光株式会社	100	100	コンポーネントの開発	埼玉県 鶴ヶ島市
株式会社東北村田製作所	300	100	コンポーネントの製造及び開発	福島県 郡山市
Murata Electronics North America, Inc.	千US\$ 14,406	100	当社及び子会社の製品の販売	米 国
Murata Company Limited	千HK\$ 1,900,000	100	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Murata (China) Investment Co., Ltd.	千US\$ 145,000	100	中華圏でのマーケティング・エンジニアリング活動、中国販売会社の統括管理	中 国

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	本店所在地
Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	千US\$ 23,400	100(注)	当社及び子会社の製品の販売	中国
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.	千US\$ 282,000	100(注)	コンポーネントの製造	中国
Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.	千US\$ 58,100	100(注)	モジュールの製造	中国
Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.	千US\$ 366,220	100(注)	コンポーネントの製造販売	中国
Murata Electronics Europe B.V.	千EURO 245,000	100	当社及び子会社の製品の販売	オランダ
Korea Murata Electronics Company, Limited	千WON 1,500,000	100	当社及び子会社の製品の販売	韓国
Philippine Manufacturing Co.of Murata, Inc.	千PHP 7,700,000	100	コンポーネントの製造	フィリピン
Murata Electronics Singapore(Pte.) Ltd.	千SD 4,000	100	コンポーネントの製造並びに当社及び子会社の製品の販売、アセアン販売会社の統括管理	シンガポール
Murata Energy Device Singapore Pte. Ltd.	千SD 0 千US\$ 162,000	100	コンポーネントの製造	シンガポール

(注) 間接所有を含む比率であります。

③企業結合の経過と成果

1. 当社は、電池事業をエネルギー分野における中核事業にすえ成長・拡大させる狙いで2017年9月1日付でソニーグループの電池事業を譲り受け、同事業に関連する株式会社東北村田製作所他の会社の株式を取得しました。
2. 当社は、海外におけるヘルスケア・メディカル分野進出の足がかりとして、米国のヘルスケアIT分野のベンチャー企業であるVios Medical, Inc.とその子会社を2017年10月13日付で買収しました。
3. 上に掲げた重要な子会社20社を含む連結子会社は98社であります。企業結合の成果につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	
当 期 末	前 期 末 比 増 減
人 75,326	人 15,341

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（2,173人）は含めておりません。

2. 2017年9月1日付でソニーグループより電池事業を譲り受けたため、前期と比較し従業員数が増加しております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
当 期 末	前 期 末 比 増 減		
人 8,385	人 486	歳 40.1	年 14.4

(注) 従業員数は就業人員（子会社等への出向者を除き、子会社等からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（180人）は含めておりません。

8) 借入先（2018年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 4,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,000
株 式 会 社 京 都 銀 行	3,000
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,000
そ の 他	487
計	14,487

2. 株式に関する事項（2018年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 581,000,000株（単元株式数 100株）
- 2) 発行済株式の総数 225,271,427株（自己株式 12,020,374株を含む）
- 3) 株主数 70,587名
- 4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
JP MORGAN CHASE BANK 380055	17,727	8.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,321	5.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,484	4.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,361	3.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,552	3.1
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,260	2.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,240	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	4,009	1.9
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,551	1.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,432	1.6

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（12,020千株）を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役の状況 (2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村田恒夫	*取締役会長兼社長	公益財団法人村田学術振興財団 理事長
藤田能孝	取締役副会長	Murata (China) Investment Co., Ltd. 董事長
井上亨	*取締役 専務執行役員 コンポーネント事業本部 本部長	株式会社福井村田製作所 取締役社長 (代表取締役) 株式会社出雲村田製作所 取締役社長 (代表取締役) 株式会社富山村田製作所 取締役社長 (代表取締役)
中島規巨	*取締役 専務執行役員 モジュール事業本部 本部長	株式会社金沢村田製作所 取締役社長 (代表取締役) 株式会社岡山村田製作所 取締役社長 (代表取締役) 株式会社東北村田製作所 取締役社長 (代表取締役)
岩坪浩	取締役 常務執行役員 技術・事業開発本部 本部長	
竹村善人	取締役 常務執行役員 企画管理本部 本部長	
重松崇	取締役	株式会社デンソーテン 代表取締役会長 バンドー化学株式会社 社外取締役 監査等委員
田中純一	取締役 監査等委員 (常勤)	
吉原寛章	取締役 監査等委員	株式会社日立製作所 社外取締役 監査委員
豊田正和	取締役 監査等委員	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事長 日東電工株式会社 社外監査役 キヤノン電子株式会社 社外取締役
上野宏	取締役 監査等委員	

(注) 1. *印は代表取締役を示します。

2. 取締役 重松 崇、吉原寛章、豊田正和、上野 宏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 取締役 監査等委員 田中純一氏は、当社で財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役 監査等委員 吉原寛章氏は、長年にわたりKPMGグループで会計等に関する実務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役 監査等委員 上野 宏氏は、旧大蔵省、国税庁で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 監査等委員 田中純一氏は常勤の監査等委員であります。

常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的に重要な社内会議へ出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

5. 取締役 重松 崇、取締役 監査等委員 吉原寛章、豊田正和の各氏が兼職している法人等と当社グループとの間に特別の関係はありません。

6. 当社は、取締役 重松 崇、取締役 監査等委員 吉原寛章、豊田正和、上野 宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社の執行役員は24名で、上掲の執行役員を兼務する取締役の他に20名の執行役員がおります。
8. 石野 聡氏は、2017年10月31日をもって、辞任により取締役を退任いたしました。同氏は退任時において、取締役 常務執行役員、新規事業統括部 統括部長、ヘルスケア事業統括部 統括部長でありました。なお、同氏は2017年11月1日付で、上席執行役員に就任し、新規商品事業部担当及び、引き続きヘルスケア事業統括部 統括部長を兼務しております。
9. 当期中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
村 田 恒 夫	取締役社長（代表取締役）	取締役会長兼社長（代表取締役）	2017年6月29日
藤 田 能 孝	取締役副社長（代表取締役）	取締役副会長	2017年6月29日
井 上 亨	取締役	取締役（代表取締役）	2017年6月29日
	常務執行役員	専務執行役員	2017年6月29日
中 島 規 巨	取締役	取締役（代表取締役）	2017年6月29日
	常務執行役員	専務執行役員	2017年6月29日
	通信・センサ事業本部 本部長 エネルギー事業統括部 統括部長	モジュール事業本部 本部長	2017年4月1日
	—	株式会社東北村田製作所 取締役社長（代表取締役）	2017年9月1日
竹 村 善 人	上席執行役員	常務執行役員	2017年6月29日
	経理・財務・企画グループ 統括部長	企画管理本部 本部長	2017年7月1日

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。

3) 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	8 人	438 百万円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	4	72
合 計	12	510

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含めております。
2. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の総額は、56百万円であります。
3. 上記には、当期に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役7名に対し60百万円）を含めております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額（年額）は、700百万円（2016年6月定時株主総会決議）であります。ただし、執行役員を兼務する取締役の使用人分給与及び賞与相当額は含みません。譲渡制限付株式報酬の報酬限度額（年額）は、300百万円（2017年6月定時株主総会決議）であります。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額（年額）は、100百万円（2016年6月定時株主総会決議）であります。

【取締役の報酬に関する方針】

取締役の報酬に関する事項についての決定プロセスは、客観性、透明性を高めると共にコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会からの答申について取締役会で決議することとしております。

当社の取締役報酬は、グローバルな競争力を有する電子機器及び部品メーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することができ、業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することのできる制度・水準とすることを基本方針としております。

社内の監査等委員でない取締役に対する報酬は、①月例報酬、②短期インセンティブを与える目的の賞与及び③中長期インセンティブを与えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的の株式報酬から構成しております。

- ①月例報酬：各取締役別の固定報酬とし、取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責の重さ、前期業績等を考慮した部分から成ります。
- ②賞与：賞与の総額は、当社の業績に応じて決定し、各取締役への配分は、各々の業績貢献度を考慮し決定します。
- ③株式報酬：各取締役の役位ごとに設定します。

また、社外の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、月例報酬のみとしております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定します。

4) 社外役員的主要活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	主 な 活 動 状 況
社外取締役	重 松 崇	9回/10回	—	経営者としての見識と自動車業界での豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 原 寛 章	10回/10回	11回/11回	会計の専門家としての見識と、国際的な企業経営及びグローバル企業へのコンサルティング等の豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。
	豊 田 正 和	10回/10回	11回/11回	主に経済産業分野の専門家としての見識と豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。
	上 野 宏	10回/10回	11回/11回	主に税務・金融並びに独占禁止法などの行政分野の専門家としての見識と豊富な経験に基づき、経営全般につき発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	会計監査人としての報酬等	百万円 218
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	218

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人、社内関係部門から報酬見積りの説明を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、経理業務におけるアドバイザリー業務についての対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.、Murata Electronics Europe B.V.、Korea Murata Electronics Company, Limited、Philippine Manufacturing Co.of Murata, Inc.、Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd.及びMurata Energy Device Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断したときは、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。

【会社の業務の適正を確保するための体制】

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
 - ② 内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
 - ③ 企業の社会的責任（CSR）を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等、CSRに関する活動を統括する委員会組織を設置し、当社グループのCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
 - ④ CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関する委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
 - ⑤ 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底します。
 - ⑥ コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
 - ⑦ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
 - ⑧ 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役が適宜閲覧できるようにします。
 - ② 文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
 - ③ 会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
- ②リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議を行います。また、重要なリスクへの対応を評価し、当社グループの活動を推進します。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、I T（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
- ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
- ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、I Tを活用して構築します。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
- ②当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
- ③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
- ⑤子会社の取締役、執行役員及び使用人は、本項②号乃至④号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
- ⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助するため、相当数の専任の使用人を配置します。
 - ② 当該使用人は、業務執行取締役の指揮・命令を受けないこととします。また当該使用人の人事に関する事項について、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ることとします。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、経営執行会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
 - ② 業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。
 - ③ 子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告します。
 - ④ 前各号のほか、業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めがあるときは随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
 - ⑤ 前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 業務執行取締役は監査等委員会が選定する監査等委員が重要会議に出席できる環境を整備します。
 - ② 業務執行取締役及び使用人は監査等委員会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
 - ③ 業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
 - ④ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
 - ⑤ 業務執行取締役及び使用人は監査等委員会と会計監査人との連携に際し、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
 - ⑥ 内部監査部門は監査等委員会の求めに応じ、協力、連携します。
 - ⑦ 代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努めます。

【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
 - ・「独立社外取締役選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
 - ・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
 - ・「コンプライアンス推進委員会」、「リスク管理委員会」、「環境委員会」、「温暖化防止委員会」、「社会・地域貢献委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「CSR統括委員会」を設置しています。また、CSR活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
 - ・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
 - ・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けることがないように制度化し、適切な対応に努めています。
 - ・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
 - ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において第三者評価を実施することで、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
 - ・重要な決定事項については、「情報開示委員会」を設置し、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。

- 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告する体制を構築しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証する体制を構築しています。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期構想（3ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。年度方針は、取締役会で決議し、社内へ発表して共有しています。
 - ・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
 - ・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化する仕組みを構築しています。
 - ・経営執行会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
 - ・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受ける体制が構築されているとともに、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び使用人に対し、定期報告書等を共有できる体制となっています。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・社是を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組み込み等の施策により共有に努めております。また、企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
 - ・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行う体制をとっています。
 - ・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
 - ・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。

- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、相当数の専任の使用人を配置しています。
 - ・当該使用人は、常勤監査等委員から直接職務上の指示を受けており、また当該使用人の任命、異動、その他人事評価に関しては、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得る体制となっています。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・経営執行会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、常勤監査等委員が適時閲覧できるようにしています。また、経営執行会議、CSR統括委員会、内部統制管理委員会、情報開示委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査等委員が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査等委員にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査等委員会から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。
 - ・当社の業務執行取締役、執行役員及び使用人、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはありません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、常勤監査等委員に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・前述のとおり常勤監査等委員が経営執行会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
 - ・監査等委員会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査等委員会の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
 - ・監査等委員の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担する体制となっています。
 - ・監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
 - ・代表取締役は、定期的に監査等委員会との会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(1,797,013)	(負 債 の 部)	(339,797)
流 動 資 産	810,260	流 動 負 債	261,812
現金及び預金	168,902	短期借入金	13,500
短期投資	30,747	買掛金	94,074
有価証券	20,790	未払給与及び賞与	38,041
受取手形	2,895	未払税金	24,968
売掛金	256,140	未払費用及びその他の流動負債	91,229
貸倒引当金	△1,159		
たな卸資産	290,257	固 定 負 債	77,985
前払費用及びその他の流動資産	41,688	長期債務	742
		退職給付引当金	67,843
		繰延税金負債	7,675
有形固定資産	705,229	その他の固定負債	1,725
土地	64,772		
建物及び構築物	467,427	(資 本 の 部)	(1,457,216)
機械装置及び工具器具備品	1,104,592	株 主 資 本	1,456,600
建設仮勘定	97,090	資本金	69,444
減価償却累計額	△1,028,652	資本剰余金	120,596
		利益剰余金	1,336,208
投資及びその他の資産	281,524	その他の包括損失累計額	△16,052
投資	87,288	有価証券未実現損益	7,576
無形資産	54,347	年金負債調整勘定	△16,995
のれん	76,914	為替換算調整勘定	△6,633
繰延税金資産	36,346	自己株式(取得原価)	△53,596
その他の固定資産	26,629	非 支 配 持 分	616
合 計	1,797,013	合 計	1,797,013

連 結 損 益 計 算 書

(自 2017年 4月 1日)
(至 2018年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		1,371,842
営 業 費 用		
売 上 原 価	927,565	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	187,950	
研 究 開 発 費	94,181	1,209,696
営 業 利 益		162,146
その他の収益 (△費用)		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,854	
支 払 利 息	△581	
為 替 差 損	△7,299	
負 の の れ ん 発 生 益	6,442	
そ の 他 (純 額)	4,239	5,655
税 引 前 当 期 純 利 益		167,801
法 人 税 等		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,538	
法 人 税 等 調 整 額	△26,789	21,749
当 期 純 利 益		146,052
非 支 配 持 分 帰 属 損 失		△34
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		146,086

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(1,015,877)	(負 債 の 部)	(427,931)
流 動 資 産	426,827	流 動 負 債	402,470
現金及び預金	18,878	買掛金	103,013
受取手形	61	短期借入金	186,042
売掛金	263,663	一年以内返済長期借入金	58,150
有価証券	19,733	未払金	21,823
商品及び製品	12,460	未払費用	18,074
原材料及び貯蔵品	18,076	未払法人税等	11,856
仕掛品	21,356	その他	3,507
未収金	36,560	固 定 負 債	25,461
短期貸付金	11,623	長期借入金	150
繰延税金資産	7,868	退職給付引当金	24,785
その他の	16,558	その他	525
貸倒引当金	△14		
固 定 資 産	589,050	(純 資 産 の 部)	(587,945)
有 形 固 定 資 産	103,080	株 主 資 本	580,685
建物	35,357	資 本 金	69,444
構築物	4,200	資 本 剰 余 金	126,322
機械及び装置	19,096	資 本 準 備 金	107,733
車両運搬具	53	その他資本剰余金	18,588
工具、器具及び備品	6,866	利 益 剰 余 金	438,515
土地	26,893	利 益 準 備 金	7,899
建設仮勘定	10,611	その他利益剰余金	430,615
無 形 固 定 資 産	28,344	土地圧縮積立金	13
投 資 そ の 他 の 資 産	457,626	特別償却準備金	234
投資有価証券	73,651	買換資産圧縮積立金	50
関係会社株式	272,302	別 途 積 立 金	162,707
関係会社出資金	19,109	繰越利益剰余金	267,609
長期貸付金	72,168	自 己 株 式	△53,596
繰延税金資産	6,359	評価・換算差額等	7,260
その他	14,060	その他有価証券評価差額金	7,260
貸倒引当金	△26		
合 計	1,015,877	合 計	1,015,877

損 益 計 算 書

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		948,594
売 上 原 価		760,410
売 上 総 利 益		188,183
販売費及び一般管理費		179,798
営 業 利 益		8,385
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	38,523	
そ の 他	3,108	41,632
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	814	
為 替 差 損	2,681	
製 品 取 替 ・ 補 修 費 用	1,825	
そ の 他	3,503	8,824
経 常 利 益		41,193
税 引 前 当 期 純 利 益		41,193
法人税、住民税及び事業税	△5,209	
法 人 税 等 調 整 額	△1,692	△6,901
当 期 純 利 益		48,095

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃	弘一郎	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井	尚志	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社村田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃	弘一郎	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井	尚志	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社 村田製作所	監査等委員会	
監査等委員（常勤）	田 中 純 一	ⓐ
監査等委員	吉 原 寛 章	ⓑ
監査等委員	豊 田 正 和	ⓒ
監査等委員	上 野 宏	ⓓ

（注） 監査等委員吉原寛章、豊田正和及び上野宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<QRコード>

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- (2) 行使期限は2018年6月27日（水曜日）午後5時であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・議決権行使コードとパスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

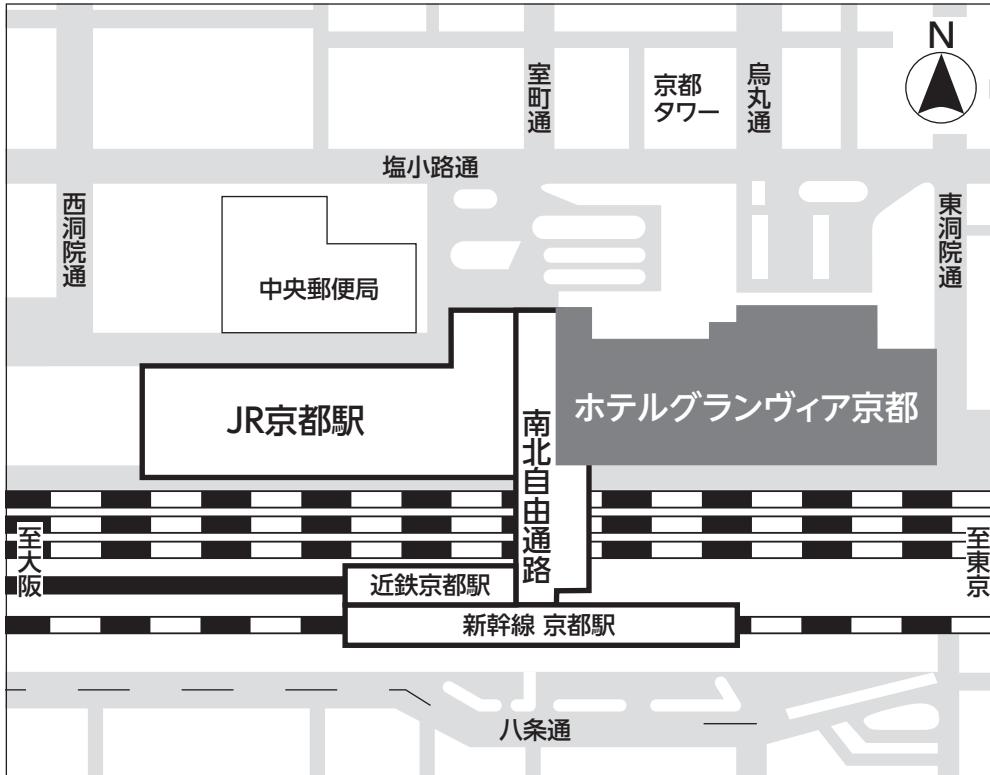
ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以 上

株主総会会場 ご案内略図

会場 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」



- ホテルグランヴィア京都（株主総会会場）は、JR京都駅ビル内にあります。
- ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越しください。
- なお、京都駅ビルには駐車場はございますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。